

# 訪問介護サービス重要事項説明書

〈令和7年4月1日現在〉

社会福祉法人 慈生会  
ベタニアヘルパーステーション

## 1. 事業所概要

所在地	東京都中野区江古田3-15-2
連絡先	電話 03(3387)1021 FAX 03(3387)1020
開設者	社会福祉法人慈生会 理事長 田代嘉子
管理者	坂本真理
サービス提供責任者	黒岩ひとみ、金田敬子
事業所番号	1 3 7 1 4 0 0 9 1 0
通常の事業実施地域	中野区・練馬区・新宿区

## 2. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な訪問介護を提供することにより要介護状態の維持、改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健、医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

## 3. 事業所の従業者体制・職務内容

### (1) 管理者

介護福祉士・介護支援専門員 1名

管理者は、事業所の従業者の管理および業務の管理を一元的に行う。

### (2) サービス提供責任者

介護福祉士 2名

サービス提供責任者は、事業所に対する訪問介護の利用の申し込みにかかる調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。

### (3) 訪問介護員

介護福祉士 7名(サービス提供責任者含)

ヘルパー2級課程修了者 4名

介護職員初任者研修課程修了者 1名

訪問介護員等は、訪問介護の提供に当たる。

## 4. 営業日および営業時間

月曜日から土曜日 午前8時30分～午後5時

〈休日〉日曜日・祝日・12/30～1/3

## 5. 当訪問介護ステーションの基本理念

- (1) 利用者およびご家族の尊厳を守り、利用者の立場に立ったケアの提供に努めます。
- (2) QOL(生活の質)を重視し、自立した日常生活が送れるよう支援いたします。
- (3) 地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、介護されるご家族の健康および生活を大切にされたケアの提供に努めます。

## 6. 訪問介護の提供方法と、サービスの内容

指定訪問介護の内容は、指定居宅介護支援事業者または利用者本人等が作成した居宅サービス計画に基づいてアセスメントを行い、訪問介護計画書を作成し、サービスを行うものとなります。

### 身体介護

食事介助	食事の介助を行います。
入浴(清拭)介助	入浴の介助または、入浴が困難な方は体を拭く(清拭)等します。
排泄介助	排泄の介助、おむつ交換を行います。
体位変換	体位の変換を行います。
通院介助	通院の介助を行います。

等

### 生活援助

買い物	利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。
調理	利用者の食事の用意を行います。
洗濯	利用者の衣類等の洗濯を行います。
掃除	利用者が日常生活に使用している部屋・台所・トイレ・風呂場等の掃除を行います。

等

### ① 看取りへの対応の充実

看取り期の利用者には訪問介護を提供する場合に、訪問介護に係る2時間ルール<sup>①</sup>の運用を弾力化し、2時間未満の間隔で訪問介護が行われた場合に、所要時間を合算せずにそれぞれの所定単位数の算定が可能となります。

<主に次のサービスは(原則として)居宅介護サービスでは提供できません。>

1. 利用者本人以外の洗濯・調理・買い物・布団干し
2. 主として利用者が使用する居室等以外の掃除
3. 来客の応接(お茶、食事の手配など)
4. 話し相手のみ・留守番
5. 自家用車の洗車・清掃
6. 草むしり、花木の水やり
7. ペットの世話(犬の散歩など)

8. 家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え
9. 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
10. 室内外家屋の修理、ペンキ塗り
11. 園芸(植木の剪定など)
12. 特別な手間をかけて行う料理(おせち料理など)

## 7. 利用料および利用者負担

利用者の方からいただく利用者負担金は、介護保険の法定利用料に基づく金額で別紙の『訪問介護利用料金表』のとおりです。

## 8. キャンセル

利用者の都合で予定されていたサービスをキャンセルする場合は、サービス利用の前日の午後5時までに当事業所までご連絡ください。当日のキャンセルについては、別紙料金表の金額をいただきます。ただし、利用者の病態急変で入院等、緊急でやむをえない事情がある場合は、その限りではありません。

## 9. 緊急時の対応

訪問介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合、その他対応が必要とされる場合は、速やかにご家族ならびに主治の医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

## 10. 認知症に係る取組について

認知症対応力の向上と利用者の介護サービスの選択に資する観点から、認知症に関する研修の受講状況や事業所の取組状況について、介護サービス情報公表制度において公表し、閲覧できるようにします。

## 11. 虐待・身体拘束の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又は、その再発を防止するために次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待・身体拘束防止に関する担当者を選定しています。

虐待・身体拘束防止に関する担当者	管理者:坂本真理
------------------	----------

- (2) 虐待・身体拘束防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 成年後見制度の利用を支援します。
- (4) 虐待・身体拘束防止のための指針の整備をしています。
- (5) 従業者に対して、虐待・身体拘束を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者(現に擁護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市区町村に通報します。

(7) 事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し、同意を得た上で、次に掲げることに留意して必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等について記録を行います。また、事業所として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- ① 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- ② 非代替性……身体拘束以外に利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- ③ 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

## 12. 衛生管理等

- (1) 訪問介護職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
  - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
  - ② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しています。
  - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的の実施します。

## 13. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 14. ハラスメントについて

下記の行為は、ハラスメントに該当する可能性があり、サービスを中止させていただくことがありますので、ご理解・ご了承ください。

- ① 暴力又は乱暴な言動、無理な要求・モノを投げつける・刃物を向ける、服を引きちぎる、手を払いのける・怒鳴る、奇声、大声を発する・対象範囲外のサービスの強要
- ② セクシャルハラスメント・介護従事者の身体を触る、手を握る、腕を引っ張り抱きしめる、性的な話や卑猥な言動をするなど
- ③ 介護従事者の自宅の住所や電話番号を聞く・ストーカー行為など

## 15. 相談・苦情窓口

(1) サービスに関する相談や苦情については、以下の窓口で対応いたします。

**【当ステーションの苦情相談担当】** 管理者 坂本 真理

電話 03(3387)1021 FAX 03(3387)1020

**【法人本部窓口】** 社会福祉法人慈生会本部 事務局 事務局長 関 政嗣

電話 03(3387)5567 FAX 03(3387)5556

(2) 公的機関においても、苦情申し出ができます。

**【中野区地域支えあい推進部介護保険課介護事業者係】**

所在地 中野区中野4-11-19 中野区役所内

電話 03(3228)8878 FAX 03(3228)5620

**【アシストなかの(権利擁護事業)】**

所在地 中野区中野5-68-7 スマイルなかの4階

電話 03(5380)6444 FAX 03(5380)0591

受付時間 月～土 9～17時

休業日 日曜日、祝日、第3月曜日、年末年始

**【練馬区】**

お住まいの地域を担当する地域包括支援センター

**【新宿区役所高齢者総合相談センター】**

所在地 新宿区歌舞伎町1-4-1 新宿区役所内

電話 03(5273)4593 FAX 03(5272)0352

**【東京都国民健康保険団体連合会(国保連)介護保険部相談指導課】**

所在地 千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館11階

電話 03(6238)0177(直通)

訪問介護サービスの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

(事業者) 所在地 東京都中野区江古田3-15-2  
名 称 社会福祉法人 慈生会  
ベタニアヘルパーステーション

説明者: \_\_\_\_\_

私は本書面により、事業者から訪問介護についての重要な事項の説明を受け同意しました。

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

代理人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

利用者家族代表 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_